

会 議 録		令和 5 年 8 月 4 日作成	令和 9 年 3 月末日廃棄
会議名	京都府下鴨警察署協議会（令和 5 年度第 1 回）		
開催日	令和 5 年 6 月 22 日（木曜日）		
時 間	午後 2 時 30 分から午後 3 時 50 分までの間（80 分）		
場 所	京都府下鴨警察署 道場		
出席者	岩渕会長、鞍谷副会長、三浦副会長、寒河江委員、安達委員、竹中委員、近藤委員、松延委員、平塩委員、彦惣委員、小川委員、小田委員 （欠席 小山委員） 計 12 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長 計 10 人		
諮 問 事 項	1 犯罪抑止対策について 2 交通事故抑止対策について		
会 議 内 容	1 会長挨拶、副会長挨拶、委員自己紹介 司会 副署長 2 署長挨拶 3 協議 司会 会長 諮問事項説明 (1) 犯罪抑止対策について～生活安全課長 (2) 交通事故防止対策について～交通課長 【委員】電動自転車が盗まれる被害が増加していると聞いたが、自転車盗の被害件数には、電動自転車のバッテリーのみが盗まれた場合も含まれているのか。 【警察】電動アシスト自転車のバッテリーのみが盗難被害にあった場合、窃盗罪の部品ねらいという犯罪手口に分類される。 【委員】電動キックボードは歩道も走行できるのか否か。 【警察】電動キックボードは、道路交通法上では「原動機付自転車」の車両区分となっており、運転は16歳以上で運転免許が必要であり、車道と自転車道が通行可能でヘルメットの着用は任意であった。7月1日からの法改正では、運転免許が不要となり、ヘルメットの着用は努力義務へと変更となる。なお、最高速度が6キロメートル以下に制御され、		

会 議
内 容

一定条件を満たした車両であれば「特例特定小型原動機付自転車」となり歩道通行が認められる。

【委員】盗難被害に遭う自転車の半数は、被害場所が住宅だと知ったが、マンションや戸建て住宅の被害になるのか、具体的に教えてもらいたい。

【警察】現在、手元に具体的な数字を示す資料はないが、自転車の被害場所の割合は、戸建て住宅よりもマンションなど集合住宅の駐輪場における盗難被害件数が圧倒的に多い状況となっている。

【委員】自転車盗の被害防止には施錠を確実にを行うものと承知したが、盗難など、犯罪は本来「盗まれる人よりも盗む人の方が悪い」ということが当然である。したがって、例えば「自転車を盗めば捕まるよ」というような感じで、盗む側に対する啓発や取組などがあれば教えてもらいたい。

【警察】警察は、街頭での職務質問や検問などで自転車の利用者に声を掛けたり、自転車を調べたり犯人検挙に向けた活動を行っている。その際の啓発として、無施錠の自転車や放置自転車であったとしても無断で他人の自転車を使用すれば犯罪になり得ることも説明している。

また、スクールサポーターが小学生を対象に非行防止教室を行っており、自転車盗や万引きは非行の入口として「自転車を盗んだり、万引きすれば犯罪ですよ」と説明して児童に教えるという活動も行っている。たとえ「ちょっとだけ」など安易な気持ちであったとしても「他人の自転車に勝手に乗るという行為は窃盗ですよ」ということをしっかり教えている。

【委員】昔であれば鍵を付けたまま自転車を盗まれると、親から「お前が悪いんや」などと怒られた方もいると思う。本来、盗みを行う者が悪いため、私どもも身近な方から、盗みをすることは悪いことだと教えて浸透させるよう働き掛けていきたい。

【委員】大学生が自転車の盗難被害に遭うことが多いと知り、大学生に防犯意識を持ってもらうことが大切であると思うが、何か警察として対策されていることがあれば教えてもらいたい。

【警察】当署では、管内の6大学と連携し、自転車盗など犯罪防止について考える防犯推進会議を行っている。その一歩として、今年7月に会議を開催予定であり、学生の立場で犯罪防止について考えてもらいながら意見を出し合ってもらい、防犯意識の高揚を図りたい。

学生ボランティアのロックモンキーズは防犯意識が高く、各種啓発活動を行っており、コロナ禍においてもホームページに啓発資料を貼り付けるなどして積極的な活動を行っている。

【委員】死亡事故については、どの時点で死亡事故としてみなされるのかな

会 議
内 容

ど基準を教えてもらいたい。

【警察】死亡事故の発生件数は、事故発生から24時間以内に亡くなられた方が件数に計上されている。事故発生後、24時間以上経過してから亡くなられた方は、死亡事故の件数としては計上されていない。

【委員】特殊詐欺は、固定電話に掛かってくる場合が多いと聞いているが、仕事柄、高齢者と接する機会が多く、最近の高齢者は防犯機能付きの固定電話を利用される方が増えている。中には携帯電話しか出ないようにしている方もおられる。

携帯電話のショートメッセージに変なメッセージがたくさん送られてきて困っているという話も聞いている。要支援や要介護の方よりも少し元気な方が携帯電話を使っているため、被害に遭いやすいと思う。このような方を対象とした啓発や活動などあれば教えてもらいたい。

【警察】SNSなど不審なメールを見付ければ、まずはクリックしないということに気を付けてもらいたい。警察からは防犯メールや回覧板により、情報発信しているが、様々な方に警察が情報を届けることは困難であることが現状である。先日は、高齢者の方がメールを見てアップルカードの購入を誘導され、コンビニ店で購入しようとしたが、店員さんが被害に気付いて止めてくれたという事案があった。

【委員】最近、宅急便を装ったショートメッセージが入ってくると聞いている。素人が見るとついクリックしてしまいがちであるが、被害に遭わないための予防策としてはどのようなものがあるか。

【警察】SNSでは様々な内容の不審なメールがあると思われるが、SNSを受信しただけでは被害に遭うケースは少なく、画面の中にある項目をクリックすることで、フィッシングといった個人情報を入力する画面に誘導されたり、画面がロックして利用料金や解決料などを請求されたり、ウイルスに感染して個人情報が抜き取られるなど被害に遭うことが考えられる。予防策の第一は「クリックしない」ことである。

【委員】一般の人は特殊詐欺や不審なメールについても詳しく理解できていないと思うので、私たち委員が、このような情報を周囲の方にきちんと伝えていくことが大切である

【委員】私たち委員は、諮問事項である犯罪情勢や交通事故発生状況等、この場で得た知識により、犯罪や事故を未然防止するため、情報発信を継続していくことが大切だと感じる。

4 事務連絡

令和5年度第2回下鴨警察署協議会は、9月実施予定とする。

以上

第1回京都府下鴨警察署協議会の開催状況

